

平成29年度みやま市一般会計決算の概要

1 概要

平成29年度みやま市決算は、「みやま市ならではの」の特性を活かした取組みを推進し、地方創生の実現に向けた施策へ積極的に投資することにより、本市が抱える少子高齢化・過疎化、減災・防災対策など直面する課題に取り組んでいます。特に、「安全・安心なまちづくり」、「健全な子ども達の育成」、「健康・医療・福祉の充実」「農漁業と地場産業の振興」の4つの分野に重点を置き取り組みました。この結果、一般会計の歳出決算額は、前年度比1.7%増の188億6,668万1千円となっています。

具体的事業のうち、「安全・安心なまちづくり」では、平成30年度稼働に向け、生ごみ・し尿・汚泥メタン発酵発電施設（バイオマスセンター）の建設に本格着手しました。また、みやま市総合市民センター（仮称）基本計画の答申を受け、瀬高公民館及び周辺を建設地とし、事業に着手しました。さらに、老朽化した下楠田団地建て替えのため、1期工事として、高木団地跡地に16戸の公営住宅建設を行いました。その他、上庄雨水ポンプ場の設備改修工事、消防団車両購入や学校に防犯カメラを設置するなど、安全・安心の環境づくりを推進しました。

次に、「健全な子ども達の育成」では、学校での様々な問題に対し、社会福祉などの専門的知識を用いて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置や中学校35人学級制のための特別教員配置など、ソフト事業に重点を置き積極的な推進を図っています。また、引き続き中学校3年生までを医療費助成の対象とし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。さらに、放課後児童クラブや病児・病後児保育の充実など健全でたくましい子ども達の育成に寄与しました。

続いて、「健康・医療・福祉の充実」では、高齢者の運転による事故防止を図るため、運転免許証の自主返納助成を行いました。平成29年度より、対象年齢を80歳から70歳へ引き下げるなど制度の充実を図りました。障害者施策については、就労支援事業の充実を図るなど障害福祉サービスの推進を図っています。

続いて、「農漁業と地場産業の振興」では、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、道の駅みやまに農村チャレンジショップを建設しました。また、プレミアム商品券発行事業等により地元商店街の活性化を支援しています。観光では、「九州オルレみやま・清水山コース」で各種イベントを開催し、市内外の観光客誘客や市のPRを積極的行いました。

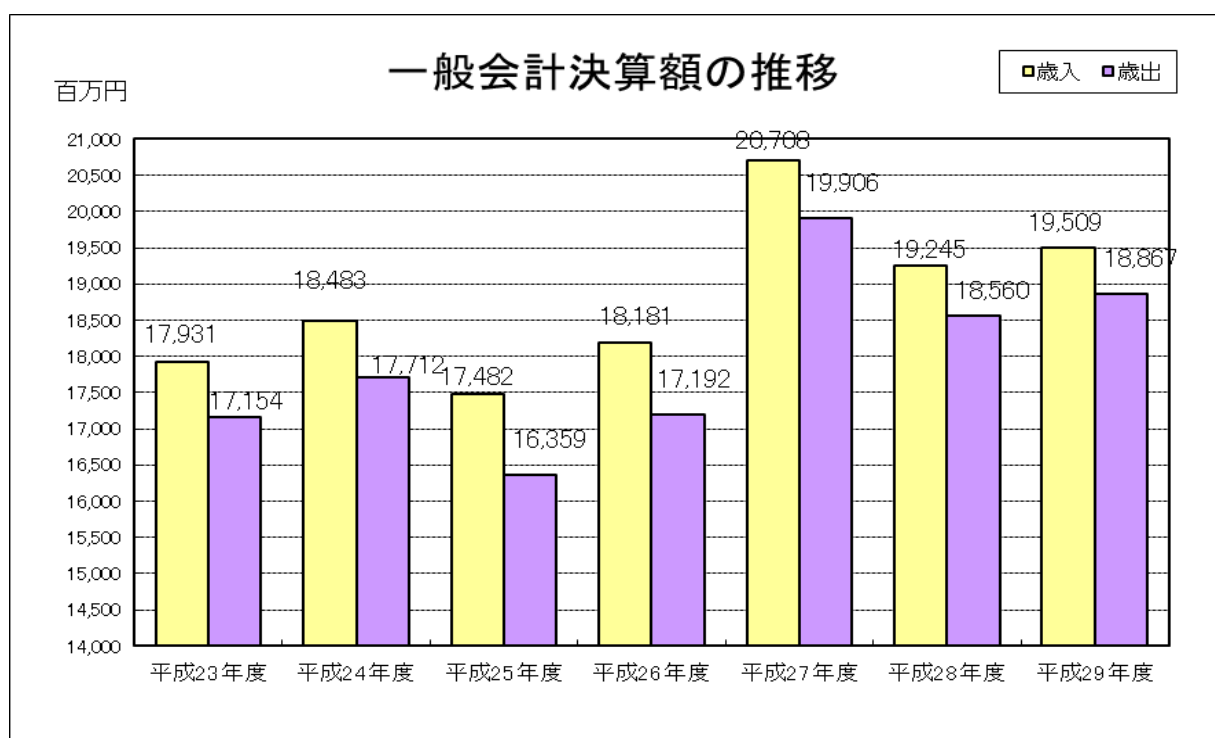
財政健全化への取り組みでは、一般会計市債残高は、過疎対策事業債の積極的な活用等により、前年度比5.3%増の167億3,794万1千円となっています。一方、基金は後年度の財政負担に備えるため、財政調整基金などに積み増しを行ったものの、特定目的基金の取崩しなどにより、基金残高は1億3,172万7千円（△1.3%）減の96億5,527万1千円となっています。引き続き、健全な財政運営に努めてまいります。

■実質収支は6億1,247万1千円の黒字、歳出決算額は対前年度比1.7%の増。

【一般会計決算の規模】

歳入決算額	195億924万1千円	(対前年比較)	2億6,456万9千円	+1.4%
歳出決算額	188億6,668万1千円	(")	3億628万2千円	+1.7%
実質収支	6億1,247万1千円	(")	3,245万9千円	+5.6%

平成29年度一般会計決算の実質収支は、歳入において地方交付税が前年度比2億9,567万9千円の減となった一方、固定資産税など市税収入が堅調に推移し、前年度比1億3,627万3千円の増となったことや市債が大幅に増加したこと、歳出においては、総務費、農林水産業費及び公債費が前年度より減少したことなどから、前年度比3,245万9千円の増の6億1,247万1千円の黒字となっています。



2 平成29年度一般会計決算の主な特徴

(1) 歳入

■市税収入は固定資産税が増加して、市税全体で3.8%増の36億8,311万9千円。

市民税は、個人分及び法人分ともに増加したことにより+2.1%、固定資産税は、土地、家屋及び償却資産分の増加により+5.3%となり、市税全体では前年度と比較して1億3,627万3千円(+3.8%)増加しました。

- ① 個人市民税は12億9,545万8千円となり、前年度比較932万8千円(+0.7%)の増。
- ② 法人市民税は、企業等の業績向上により法人税割額が増加し、1億5,504万8千円とな

り、前年度比較 1,994 万 2 千円 (+14.8%) の増。

- ③ 固定資産税は、土地分が+3.6%、家屋分が+2.0%、償却資産分が+13.8%となり、総額では前年度比較 9,496 万 7 千円 (+5.3%) 増の 18 億 8,922 万 1 千円。
- ④ 市たばこ税は、売渡し本数の増加により、前年度比較 775 万 8 千円 (+3.9%) 増の 2 億 525 万 6 千円。

■地方交付税は 4.7%減の 59 億 8,421 万 3 千円。歳入総額の 30.7%を占める。

地方交付税は 59 億 8,421 万 3 千円となり、前年度と比較すると 2 億 9,567 万 9 千円 (△4.7%) の大幅減となりました。普通交付税は、合併算定替の段階的縮減や事業費補正の減などにより、2 億 7,852 万 7 千円 (△4.9%) の減となりました。また、特別交付税は前年度比で、1,715 万 2 千円減の 5 億 6,510 万円 (△2.9%) となりました。

■地方譲与税は 0.1%の増、株式等譲渡所得割交付金及び自動車取得税交付金は大幅に増加。

地方譲与税は、17 万 1 千円 (+0.1%) の増で 2 億 1,104 万 3 千円となりました。その他交付金は、株式の譲渡所得に課税される株式等譲渡所得割交付金が 881 万 7 千円 (+130.1%) の増、自動車取得税交付金が 2,128 万 7 千円 (+37.9%) の大幅増となり、利子割交付金や配当割交付金も増加しており、全体として増加している交付金が多くなっています。

■地方消費税交付金は、前年度比 532 万 3 千円減の 6 億 2,085 万 5 千円。

地方消費税交付金は、譲渡割の還付額が増加したことなどにより、前年度比 532 万 3 千円 (△0.9%) の減となりました。消費税引き上げ分に係る地方消費税収は、「消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいいます）に要する経費に充てるものとする」とされており、平成 29 年度決算の詳細については、別紙資料 (P14) に添付しております。

・地方消費税交付金のうち社会保障財源化分 2 億 8,467 万 1 千円

(充当先)

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 介護保険事業特別会計繰出金 | 1 億 4,101 万円 |
| ② 後期高齢者医療特別会計繰出金 | 1 億 3,321 万円 |
| ③ 子ども医療対策費 | 1,045 万 1 千円 |

■国庫支出金は 6.9%の増となり、決算額は 29 億 3,262 万 4 千円。

小中学校防災対策工事に伴う教育費国庫補助金が減少したものの、子どものための教育・保育給付費負担金による民生費国庫負担金や公営住宅建設に伴う土木費国庫補助金が増加

したことから、国庫支出金は1億9,020万9千円(+6.9%)増の29億3,262万4千円となっています。

■県支出金は6.5%の減となり、決算額は16億7,740万6千円。

保育園施設整備に伴う保育所等整備事業補助金が増加したものの、強い農業づくり交付金や農地中間管理事業費補助金などの減少により、県支出金は1億1,686万7千円(△6.5%)減少し、16億7,740万6千円となっています。

■財産収入は67.5%減の4,888万9千円。

前年度に国債売却による運用収益があったことなどから、前年度比1億162万4千円(△67.5%)減の4,888万9千円となっています。

■諸収入は6,866万6千円の減で、決算額は1億9,460万2千円。

県営農業水利施設保全対策事業負担金の減などにより、前年度比較で6,866万6千円(△26.1%)減の1億9,460万2千円となっています。

■市債発行は41.6%の大幅増。臨時財政対策債は前年度比603万円の増。

市債はバイオマスセンターや公営住宅建設などにより、前年度比6億2,943万円(+41.6%)増の21億4,106万9千円となっています。消防債は3,380万円、農林水産業債は、1億3,050万円、過疎対策事業債は12億5,230万円、臨時財政対策債は4億9,406万9千円を起債しています。

(2) 歳 出

■歳出総額は1.7%増の188億6,668万1千円。

一般会計の歳出決算は前年度より1.7%増加して、188億6,668万1千円となっています。

目的別に主なものをみると、総務費は、基幹系システム導入経費や財政調整基金積立金の減などにより、8.7%減少し決算額は21億3,300万3千円となっています。民生費は、山川東部、ひばり、清水保育園施設整備に伴う保育所等整備事業補助金の増などにより、5.1%増加し決算額は71億6,524万6千円となっています。衛生費は、バイオマスセンター車両購入費の増や新火葬場施設整備に伴う有明生活環境施設組合負担金の増などにより、9.6%増加し決算額は21億277万1千円となっています。農林水産業費は、強い農業づくり交付金整備事業補助金や農地中間管理事業費補助金の減などにより、13.4%減少し決算額は13億5,965万4千円となっています。土木費は、公営住宅建設事業や過疎対策道路整備事業の増などにより、30.5%増加し決算額は19億1,819万8千円となっています。消防費は、前

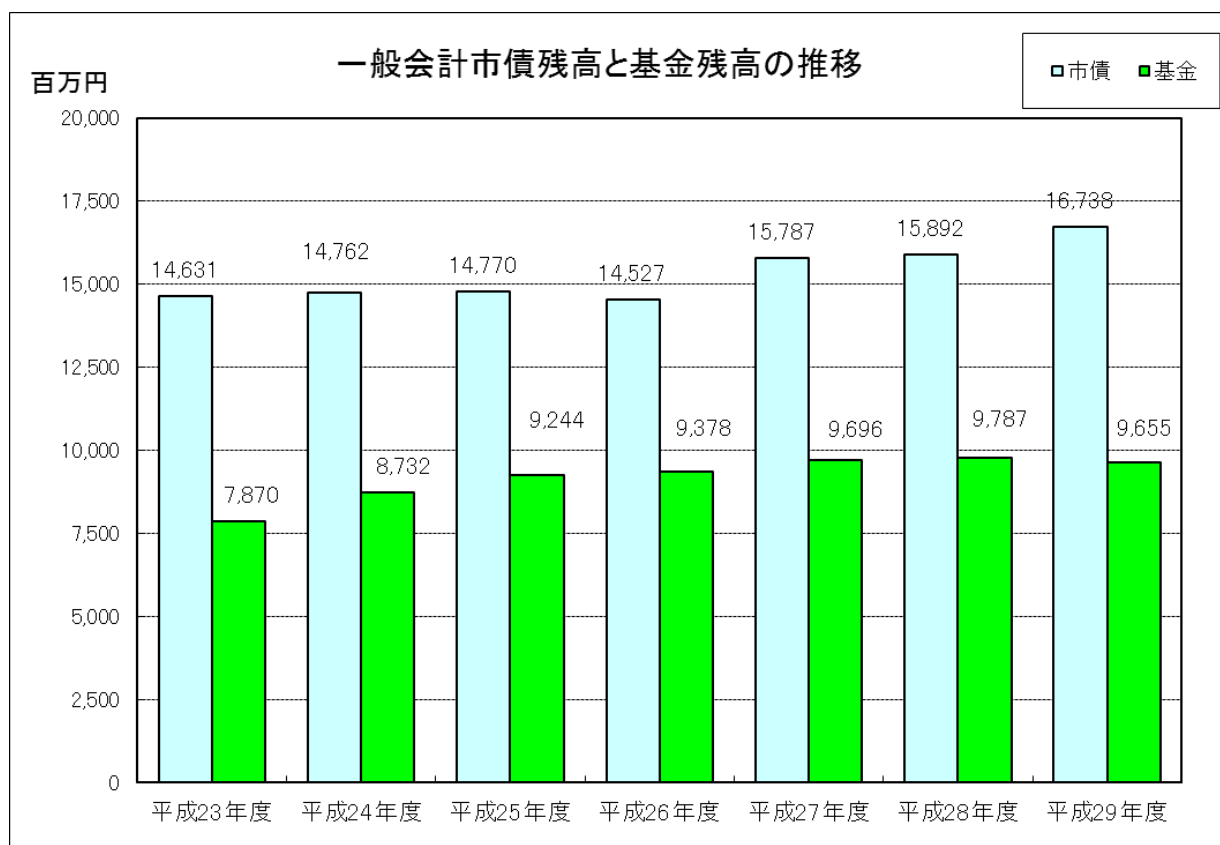
年度に常備消防ポンプ車等購入費があったことなどから、4.8%減少し決算額は7億2,612万円となっています。教育費は、前年度に小中学校防災対策工事費があったこと等により、2.2%減少し決算額は15億6,219万4千円となっています。続いて決算額を構成比でみると、民生費が38.0%と最も高く、続いて総務費11.3%、衛生費11.1%の順となっています。

■公債費は8.6%減の14億668万5千円。市債残高は167億3,794万1千円。

借入金の償還金である公債費は、まいピア高田建設事業分（平成16年度債）や電算統合整備事業分（平成18年度債）の元利償還金の減などから、1億3,170万7千円（△8.6%）減少し14億668万5千円の決算額となっています。一般会計の市債残高は、過疎対策事業債の借入などにより、前年度から8億4,613万2千円（+5.3%）増加して167億3,794万1千円となっています。

■基金残高は1.3%減の96億5,527万1千円。

財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の3基金の残高は、前年度より1億3,172万7千円（△1.3%）減少し、96億5,527万1千円となりました。基金残高の内訳は、財政調整基金51億4,854万6千円、減債基金10億3,435万2千円、その他特定目的基金34億7,237万3千円となっています。



3 普通会計 性質別歳出の状況（地方財政状況調査から）

■義務的経費は0.2%減、歳出の46.2%を占める。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の決算額は、86億7,117万3千円で前年度と比較して0.2%減となっています。人件費は、再任用職員の増などにより、前年度と比較して2,155万8千円（+0.7%）増加して、32億2,683万4千円の決算額となっています。扶助費は、保育所運営委託料の増などにより、前年度比2.4%増の40億6,055万4千円となっています。公債費は、まいピア高田建設事業分（平成16年度債）の元利償還金の減などから、8.6%減の13億8,378万5千円となっています。

■普通建設事業費は27.2%の大幅増、物件費は1.7%の減、補助費も10.1%の減。

普通建設事業費は36億5,066万2千円となり、前年度と比較して27.2%の大幅増となっています。これは、バイオマスセンター整備事業や総合市民センター整備事業、公営住宅建設事業、保育所等整備事業補助金の増などによります。また物件費は、前年度に基幹系システム導入委託料があったことなどから、前年度比1.7%減の20億9,595万1千円となっています。補助費等は、矢部川左岸土地改良区償還補助金の減などにより、前年度比10.1%減の12億8,191万4千円となっています。

注）普通会計とは、一般会計に一部の特別会計を加味したもので地方財政統計上用いられる会計をいいます。本市では、一般会計、用地特別会計が該当します。

■ 性質別歳出の状況（普通会計）

（単位：千円、%）

科目	平成29年度	平成28年度	比較増減額	増減率
義務的経費	8,671,173	8,684,507	△ 13,334	△ 0.2
人件費	3,226,834	3,205,276	21,558	0.7
扶助費	4,060,554	3,965,890	94,664	2.4
公債費	1,383,785	1,513,341	△ 129,556	△ 8.6
物件費	2,095,951	2,132,259	△ 36,308	△ 1.7
維持補修費	119,525	126,975	△ 7,450	△ 5.9
補助費等	1,281,914	1,426,334	△ 144,420	△ 10.1
積立金	534,773	757,948	△ 223,175	△ 29.4
投資・出資・貸付金	139,392	135,412	3,980	2.9
繰出金	2,281,631	2,226,328	55,303	2.5
普通建設事業費	3,650,662	2,870,513	780,149	27.2
災害復旧事業費	4,660	34,323	△ 29,663	△ 86.4
合計	18,779,681	18,394,599	385,082	2.1

注) 普通会計は、一般会計に一部の特別会計を加味しますので合計額は一般会計とは相違します。また、普通会計間における歳入・歳出のやりとり（繰出や繰入）については、それらを差引（純計）しますので、一般会計と特別会計の合算額と一致しないことがあります。

4 財政指標

(1) 経常収支比率

■経常収支比率は0.6ポイント悪化し89.5%。

歳出の経常的経費に、歳入のうち経常一般財源収入がどの程度使われたかを示す割合である経常収支比率は、前年度より0.6ポイント悪化し89.5%となりました。歳入において、地方交付税や地方消費税交付金などの経常一般財源収入が減少したこと、歳出においては、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金が増加したことなどが影響しました。

(単位：%)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収支比率	85.9	82.2	84.8	85.0	88.9	89.5

(2) 財政力指数

■財政力指数は0.42。

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいいます。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。本市は自主財源が少なく、地方交付税に頼る割合が高くなっています。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
財政力指数	0.39	0.40	0.40	0.41	0.41	0.42

5 健全化判断比率と資金不足比率

(1) 健全化判断比率

地方財政健全化法により設けられた財政の健全性に関する4つの比率を健全化判断比率といいます。平成29年度決算に基づき算定した結果、いずれの指標も早期健全化基準を大きく下回っており、健全な数値となっています。

(単位：%)

	健全化判断比率						早期健全 化基準	財政再生 基準
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
実質赤字 比率	—	—	—	—	—	—	13.26	20.0
連結実質赤 字比率	—	—	—	—	—	—	18.26	30.0
実質公債費 比率	10.0	8.3	6.5	5.6	5.5	5.2	25.0	35.0
将来負担 比率	—	—	—	—	—	—	350.0	

前年度と比較すると、実質公債費比率が0.3ポイント減少しています。また将来負担比率は、昨年度に引き続き算定されていません。地方交付税に算入される額が増加したことなどから、普通会計が将来負担すべき負債より、基金や将来地方交付税に算入される額等が上回っていることを意味しています。

(2) 資金不足比率

地方財政健全化法では、水道や下水道事業などの公営企業においても会計ごとに資金不足比率の算出が義務づけられています。本市には、水道事業会計や公共下水道事業特別会計などの4つの会計がありますが、資金不足を生じている公営企業会計はありません。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
生活排水処理事業特別会計	—	20.0

【用語説明】

①実質赤字比率

普通会計（一般会計及び特別会計の一部）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率。標準財政規模とは、その団体の標準的な一般財源の規模をいう。普通会計の赤字額の一般財源に占める比率となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

上下水道事業など公営企業会計を含むすべての会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

普通会計が負担する元利償還金など公債費決算額の標準財政規模に対する比率。この公債費には、一般会計の地方債の償還金のほか、公営企業や一部事務組合の地方債、また債務負担行為による額を含む。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \\ \text{（3か年平均）} \quad \text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

④将来負担比率

普通会計が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率。一般会計の地方債現在高、公営企業の地方債、債務負担行為の現在高、退職手当負担見込額を含む。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る}} \\ \text{基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

⑤ **資金不足額**

一般会計の実質赤字額に相当するもの。

(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

⑥ **事業の規模**

料金収入など主たる営業活動から生じる収益に相当する額。

(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

⑦ **資金不足比率**

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

■地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%（国4%、地方1%）から8%（国6.3%、地方1.7%）へ引き上げられたことに伴い、消費税引き上げ分に係る地方消費税収は、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとする」とされ、その使途を明確化することとされております。

平成29年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の歳入決算額及び充当状況は以下のとおりです。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 284,671 千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 7,085,530 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	総額	うち社会保障財源化分の市町村交付金 充当部分	
社会福祉	1 社会福祉事業	1,422,801	968,801	0	13,376	440,624	
	2 高齢者福祉事業	244,352	13,237	0	21,432	209,683	
	3 児童福祉事業	2,423,725	1,611,160	0	152,614	659,951	
	4 母子福祉事業	49,124	25,378	0	296	23,450	
	5 生活保護扶助事業	602,720	469,319	0	0	133,401	
	小計	4,742,722	3,087,895	0	187,718	1,467,109	0
社会保険	6 介護保険事業	759,262	5,844	0	0	753,418	141,010
	7 国民健康保険事業	433,248	185,633	0	0	247,615	
	8 後期高齢者保健事業	851,758	140,015	0	0	711,743	133,210
	9 子ども医療事業	115,419	44,357	15,000	222	55,840	10,451
	小計	2,159,687	375,849	15,000	222	1,768,616	284,671
保健衛生	10 疾病予防対策事業	168,013	8,439	0	18	159,556	
	11 医療提供体制確保事業	15,108	0	0	21	15,087	
	小計	183,121	8,439	0	39	174,643	0
合計	7,085,530	3,472,183	15,000	187,979	3,410,368	284,671	